(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな地域農業の担い手の確保及び定着を図る新規就農 支援対策事業の一環として、新規就農者が経営初期に研修及び営農に要する 経費を借り入れる際に利子免除の措置を講ずることにより、新規就農者の営 農開始時の経営安定を図り、もって本市農業・農村の活性化に資することを 目的とする。

(利子補給)

第2条 市は、山口県新規就農資金措置要領(平成3年4月1日制定農地経済 第798号。以下「措置要領」という。)第3第1項に規定する新規就農資 金を貸し付ける措置要領第3第2項に規定する融資機関に対し、この要綱の 定めるところにより当該新規就農資金に係る利子補給金を補助する。

(利子補給率)

第3条 前条の新規就農資金の利子補給率は、措置要領第5第6号に規定する 市町村利子補給率とする。

(利子補給契約書)

第4条 第2条の利子補給についての契約は、市長が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うことにする。

(利子補給金の額)

第5条 第2条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における新規就農資金につき第3条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第6条 市は、融資機関から利子補給金交付請求書に新規就農資金利子補給金明細表を添えて、利子補給金の交付請求があった場合において、市長が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれ

を支払うものとする。

(利子補給金の打切り等)

- 第7条 市は、市の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を措置要 領第3第1項に規定する使途以外に使用したときは、融資機関に対する利子 補給金を打ち切ることができるものとする。
- 2 市は、融資機関の責めに帰すべき事由により融資機関がこの要綱又はこの 要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を 打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずる ことができるものとする。

(報告の徴収等)

第8条 融資機関は、市長が当該融資機関の行った第2条の利子補給に係る新規就農資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成26年1月7日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。